

都市ブランド教育委員会記録(No.15)

1 日 時 令和7年12月10日(水)
午前 9時59分 開会
午前11時02分 閉会

2 場 所 第4委員会室

3 出席委員(10人)

委員 長	高 橋 都	副 委 員 長	小 宮 けい子
委 員	宮 崎 吉 輝	委 員	吉 田 幸 正
委 員	立 山 幸 子	委 員	岡 本 義 之
委 員	山 田 大 輔	委 員	宇 土 浩 一 郎
委 員	本 田 一 郎	委 員	有 田 絵 里

4 欠席委員(0人)

5 出席説明員

都市ブランド創造局長	小笠原 圭 子	にぎわい担当理事	森 川 洋 一
総務文化部長	小 田 聡	観光にぎわい部長	井 上 美 紀
観 光 課 長	大 浦 太九馬	門司港レトロ課長	彌 榮 真 理
教 育 長	太 田 清 治	教 育 次 長	大 庭 千 枝
総 務 部 長	富 原 明 博	総 務 課 長	越 智 豊
企画調整課長	栗 原 健 太 郎	教 職 員 部 長	久 保 慶 司
制度服務担当課長	石 本 弘 一	学 校 支 援 部 長	藤 井 創 一
施 設 課 長	有 田 隼 人	学 校 教 育 部 長	竹 永 政 則
次世代教育推進課長	森 田 健 伸		外 関 係 職 員

6 事務局職員

委員会担当係長	廣 門 実 知 江	書 記	古 園 美 嘉
---------	-----------	-----	---------

7 付議事件及び会議結果

番号	付 議 事 件	会 議 結 果
1	審査日程について	10日は議案の審査、11日は議案の採決、請願・陳情の審査及び所管事務の調査を行うことを決定した。
2	議案第152号 北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例及び北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部改正について	議案の審査を行った。
3	議案第158号 北九州市立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例等の一部改正について	
4	議案第159号 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例の一部改正について	
5	議案第160号 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の旅費に関する条例の一部改正について	
6	議案第161号 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について	
7	議案第183号 指定管理者の指定の一部変更について（北九州市旧九州鉄道本社）	
8	議案第184号 指定管理者の指定について（北九州市立思永中学校温水プール）	
9	議案第185号 令和7年度北九州市一般会計補正予算（第4号）のうち所管分	

8 会議の経過

○委員長（高橋都君） それでは、開会いたします。

本委員会に付託されました議案は、お手元配付の一覧表のとおり、8件であります。審査日程については、本日は議案の審査を行い、明日は議案の採決、請願・陳情の審査及び所管事務の調査を行います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認め、そのように決定しました。

ただいまから議案の審査を行います。

議案第152号、158号から161号まで、183号、184号及び185号のうち所管分の以上8件を一括して議題とします。当局の説明は、できるだけ要点を簡潔、明瞭にお願いします。なお、議案の説明は着席のまま受けます。

それでは、説明を求めます。総務文化部長。

○総務文化部長 それでは、都市ブランド創造局所管の議案につきまして、タブレットの都市ブランド教育委員会資料に沿って御説明させていただきます。

2ページを御覧ください。初めに、議案第152号、北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例及び北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明いたします。

こちらは、観光施設である小倉城、小倉城庭園、門司港レトロ展望室、九州鉄道記念館の利用料金の適正化を図り、魅力向上の取組に要する財源の確保や、物価高騰や施設老朽化に対応する料金設定とするため、関係規定を改めるものです。あわせて、市税により施設の維持管理費を負担している市民との利用料の公平性を担保し、市外利用者にも応分の負担をしていただくため、新たに市外居住者と市内居住者の料金区分を設けております。改定後の利用料につきましては、資料の表に記載しておりますので、御確認をお願いいたします。

施行期日は、令和8年4月1日としております。

3ページを御覧ください。続きまして、議案第183号、指定管理者の指定の一部変更について御説明いたします。

まず、北九州市旧九州鉄道本社、現在の九州鉄道記念館の概要につきまして御説明いたします。九州鉄道記念館は、九州初の鉄道会社として設立された九州鉄道会社の本社屋として明治24年に建設された建物で、平成15年度に、土地と建物は九州旅客鉄道株式会社が所有し、運営は北九州市が担う形で開館いたしました。平成17年度からは指定管理者制度を導入し、現在は九州鉄道記念館運営共同企業体が指定管理者として、施設管理業務やイベント、企画展等の集客業務等を行っております。

次に、一部変更の内容についてですが、指定管理期間の変更を予定しております。理由として、指定管理者の次期選定を控える中、JR九州と北九州市では、施設のさらなる魅力向上に向けて、民間事業者の持つ知識やノウハウが最大限発揮されるよう、新制度導入の検討を行います。このため、令和10年度での新制度導入を目指し、事業条件の精査や実施方針の作成等を行うため、現行指定管理期間を2年間延長するものです。

以上で都市ブランド創造局所管議案の説明を終わります。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（高橋都君） 総務部長。

○総務部長 続きまして、教育委員会所管分の議案について御説明させていただきます。

教育委員会資料の1ページをお願いいたします。①議案第158号、北九州市立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例等の一部改正についてでございます。

改正理由についてでございます。学校における働き方改革のさらなる加速化や教師の処遇改善を総合的に進めるため、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律が今年6月に公布されたところでございます。本市におきましても、改正法の趣旨、内容に基づきまして、北九州市立学校の教育職員に遅滞なく適用させるため、関係規定を改正するものです。

改正内容についてでございます。(1)北九州市立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例につきましましては、教職調整額の支給割合を現行の給料月額額の4%から10%に改正するものでございます。令和8年1月から毎年1%ずつ引き上げ、令和13年1月に10%となるよう経過措置を設けます。

次に、(2)北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例についてです。ア、管理職の処遇改善につきましましては、教職調整額の対象でない管理職である校長、副校長及び教頭の処遇改善を図るため、給料月額額の加算額を新設、改正するものです。この改正についても経過措置を設け、令和8年1月から令和13年1月まで毎年約4,000円ずつ増額いたします。イ、義務教育等教員特別手当上限額引き上げにつきましましては、新たに学級担任への加算を支給できるようにするため、手当の上限額を8,600円に引き上げるものでございます。次に、ウ、多学年学級担当手当、特殊勤務手当の廃止については、学級担任への加算を新設することに伴い、小学校及び中学校の複式学級の担任に支給しております多学年学級担当手当を廃止するものです。次に、エ、教員特殊業務手当、特殊勤務手当の増額につきましましては、児童生徒の負傷、疾病等に伴う緊急業務及び児童生徒に対する緊急の補導業務に従事した際に支給される手当を増額し、8,000円とするものでございます。次に、2ページをお願いいたします。オにつきましましては、教職調整額の支給対象外となる指導改善研修被認定者につきましまして、時間外勤務手当及び休日勤務手当の支給対象とするものです。

(3)北九州市職員の給与に関する条例及び(4)北九州市職員の特殊勤務手当に関する条例につきましましては、北九州市立高等学校の教職員につきましても本市義務教育諸学校の教職員と同様に処遇改善を図るものでございます。

次に、(5)北九州市職員の高齢者部分休業に関する条例につきましましては、高齢者部分休業の取得によって減額する給与額の算定基礎に義務教育等教員特別手当が含まれておりますが、今回新設する学級担任への加算につきましましては算定の基礎から除くとするものでございます。

これら関係条例の施行期日につきましましては、令和8年1月1日としております。

続きまして、3ページをお願いいたします。②議案第159号、北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例の一部改正について御説明させていただきます。

初めに、改正理由でございます。本市人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告、国及び他の地方公共団体の教職員の給与等を考慮いたしまして所要の改正を行う必要があるため、関係規定を改めるものです。

改正内容についてでございます。まず、ア、給料表の改定につきましては、民間給与との均衡を図るため、教職員の給与を平均3.03%引き上げる改正を行うものです。続きまして、各種手当の改正についてでございます。イ、宿日直手当の改定については、給料表の改定に伴い、手当額を改正いたします。ウ、通勤手当の改正のうち、(ア)自動車等通勤者に係る手当額の規定に係る改正につきましては、自動車等使用者の通勤手当の手当額を国家公務員の手当額に準じて改正するものでございます。ここまでの改正につきましては、別途規則で定める日に施行いたしまして、令和7年4月1日に遡って適用いたします。

通勤手当については、さらに、人事委員会の報告の中で、国の給与制度との均衡を図る観点や民間の支給状況を勘案し、市の実情に応じた措置を検討することとされております。これを受けまして、(イ)から(オ)のとおり、国に準じまして、自動車等使用者の通勤手当に60キロを超える距離区分を新設するとともに、本市以外の勤務公署へ派遣される教職員に対する特急料金等の支給、駐車場利用に係る手当の新設等の改正を行うものです。施行期日は、令和8年4月1日としております。

4ページをお願いいたします。エ、勤勉手当の改正につきましては、算定方法を国の取扱いに準じて改正するものです。また、算定基礎額から扶養手当を除外するよう改正いたします。施行期日は令和8年4月1日としておりますが、算定基礎額から扶養手当を除く改正につきましては令和8年度の冬季勤勉手当からとする経過措置を設けます。

オ、地域手当の改正についてでございます。昨年度、地域手当の支給割合を国に準じて3%から4%に改正した上で、当分の間3%とする経過措置を設けているところでございますが、この経過措置を令和8年3月31日をもって終了する改正を行うものです。施行期日は、本改正条例の公布の日としております。

次に、5ページをお願いいたします。③議案第160号、北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の旅費に関する条例の一部改正について御説明させていただきます。

初めに、改正理由でございますが、教職員の旅費制度を規定する本条例につきましては、北九州市旅費条例の大部分を準用しつつ、教職員の実情に合わせ、一部独自の規定を設けておりますが、国家公務員の旅費制度の改正を受け、北九州市旅費条例が大幅に改正されるため、北九州市旅費条例を準用することを基本とするよう関係規定を改めるものでございます。

改正内容につきましては、これまで教育委員会独自に規定しておりましたア、自家用車による旅行の旅費及びイ、勤務地内出張の旅費の規定を削除するものでございます。

施行期日は、令和8年4月1日としております。なお、施行期日より前の旅行命令等に係る旅行につきましては、改正前の条例を適用することとしております。

次に、6ページをお願いいたします。④議案第161号、北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部改正について御説明させていただきます。

改正理由でございますが、現在、教職員の勤務時間につきましては、1週間につき38時間45分の範囲内で、原則として月曜日から金曜日までの5日間におきまして、1日につき7時間45分をあらかじめ割り振るものとしております。日々の勤務時間をより柔軟に設定できるようにするため、勤務時間を割り振らない日を新たに設けることができるようにするものでございます。

施行期日は、令和9年4月1日としております。

次に、7ページをお願いいたします。⑤議案第184号、指定管理者の指定について、北九州市立思永中学校温水プールについて御説明いたします。

令和8年度から指定管理者制度を新たに導入するため、学識経験者や専門家等による指定管理者検討会での検討結果を参考に、指定管理者候補を決定いたしました。指定管理者候補はスピナ・シンコースポーツ共同事業体で、指定期間は令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間としております。

最後に、9ページをお願いいたします。⑥議案第185号、令和7年度12月北九州市一般会計補正予算、教育委員会所管分について御説明させていただきます。なお、説明に当たりましては、金額は万円単位とさせていただきます。

教育委員会からは、本補正予算に10の項目を計上させていただいております。

まず初めに、1、教育関係職員給与費についてでございます。教職員の若返り等により執行見込額が減少する一方で、本市人事委員会勧告に基づく給与改定や期末勤勉手当の支給割合の0.05月分の引上げに加えて、教職調整額の引上げによりまして給与費が増額となるため、教育関係職員給与費全体といたしましては増額補正を行うものでございます。増額する補正予算額は10億4,858万円となっております。

次に、順番は前後いたしますが、補正理由が同じ項目をまとめて御説明させていただきます。

2、幼児教育センター運営事業、3、特別支援教育相談支援事業、次に、10ページの5、学校の読書活動推進事業、6、少年サポートチーム推進事業、11ページの8、医療的ケア児支援事業、9、特別支援教育推進事業につきましては、本市人事委員会勧告に基づく会計年度任用職員の報酬改定に伴いまして、不足する予算の増額補正を行うものでございます。増額する補正予算額は、それぞれ資料に記載しておりますので、御確認いただければと思います。

資料戻りまして、9ページをお願いいたします。4、学校内通信ネットワーク等移設事業でございます。GIGAスクール構想に基づき学校に整備しております無線アクセスポイントと端末用充電保管庫を、新年度からの学級編制に合わせて移設するために要する経費でございます。このための予算として2,980万円を見込んでおります。

次に、10ページをお願いいたします。7、スクールバス運行委託事業でございます。公示運賃改定に伴うスクールバス及びスクールタクシーの運行委託費の増加に要する経費です。補正額の内訳といたしましては、補正予算額が1,020万円、債務負担が7,720万円となっております。

11ページをお願いいたします。最後に、10、繰越明許費でございます。対象事業はのり面改修事業、中学校で、対象は中央中学校、大谷中学校の2校となっております。繰越理由は適正な工期を確保できないためということで、繰越額の合計は2億6,000万円となっております。

以上で教育委員会所管の議案の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願いいたします。

○委員長（高橋都君） これより質疑に入ります。なお、当局の答弁は補職名をはっきりと述べ、指名を受けた後、簡潔、明確に答弁を願います。

質疑はありませんか。吉田委員。

○委員（吉田幸正君） よろしくお願ひします。まず、小倉城ほか施設の値上げですけど、常任委員会でも視察に行きまして、小倉城、大変すばらしかったので、350円が安いんじゃないかという意味だったと思うんですけど、値上げした、要するに増収分というんですかね、増収を幾らぐらいと予測されていて、それがどう扱われるかということ。

それと、お土産等の売上げも上がっていると言っていますから、指定管理者が頑張った成果が彼らの収入に報われる場面も大きいんだと思うんですよね。人がたくさん増えたら値段を上げて、その分を市が取って行って自分たちは下げられるみたいな、そこについてどういう見解かということをお聞かせください。

それと、値段が500円と600円と違うんですけど、これは何か根拠があって変わっているのかという、尋ねられたときの説明をと思います。

それと、教育委員会ですけれども、教職員、物価高ですから、それは当然だと思います。それで、教えてください。例えば、ひまわり教室の講師の時給とか、今ここに見えていない関係の方がいらっしゃるんじゃないかと思ひますけれども、今回の改定で対象となっていない業種というか、教育に関わる方々というのはどういうふういらっしゃるかということ。

それと、プールのこと、この間審議をさせていただいて、これでいいということだったと思うんですけど、僕、改めて思ったのは、あの瞬間にこういう資料を見せられて、御意見ありますかと発言して終わるんですけども、あのときの資料も、A、B、Cチームがあって、Bチームは物すごく冒険というか画期的で、今までと全く違うというか、今選ばれている人と違う感覚ですごく魅力のある提案だったみたいな言葉も入っていたと思います。それで、数名の方で決めて、これが今後5年間そういう方針でいくということは、例えば教育長とか市長とか、あるいは議会というか、町が目指す、うちは楽しい町を目指したいですよ、うちは規律のある町を目指したいですよというベースの指南というかガイドラインというのは入ったの審議なのかを教えてください。以上です。

○委員長（高橋都君） 観光課長。

○観光課長 今お尋ねのあった小倉城の料金値上げに関して3点、御質問ありました件についてお答えいたします。

まず、今回の値上げに関しての増収額なんですけど、観光4施設でトータル約1億円ほどを見込んでおります。今回、値上げの理由としては、さらなる魅力向上につなげていくというのが大きな一つの柱でございますので、このあたりの財源を活用して、例えば施設の多言語対応であるとか体験プログラムを充実したり、あと、老朽化しているそもそもの設備の修繕、こういったものを行いまして満足度向上と利用環境の改善を図るというふうに考えております。

2点目の、今回料金を値上げすることで、指定管理者にとっても利益のある仕組みに我々も当然すべきだとは考えておまして、今回の料金改定に当たりましては指定管理者とも何度も協議を重ねまして、もともと指定管理者側からも料金値上げの要望というのは従前からあったものであります。先ほど、増収見込額が約1億円と申し上げましたけども、これはあくまで見込みでして、これから指定管理者のサービスの向上とか営業努力によって上振れする可能性も当然ございます。その上振れした部分に関しては、もともと施設自体は観光施設、利用料金制を取っていますので、今回の増額分というのは、まず一旦、指定管理者の収入として入ります。例えば、小倉城ですと3,000万円ほどの増収を庭園と合わせて見込んでいるわけなんですけども、指定管理者の懐に増収分の3,000万円が一回入ると。我々は、指定管理料、市費から指定管理者に払っている部分を相殺見合いで減額するというような制度になります。そういう意味で、我々が指定管理料を指定管理者と協議して今後減額することになりますけど、上振れした部分は指定管理者の収入になるという整理になります。

あともう一点、値上げの根拠なんですけども、今回、基本的に、市外居住者は門司港レトロ展望室は600円、それ以外は500円というふうな整理をしております。小倉城に関しましては、全国のお城、いろいろ調べました。九州でいうと熊本城が一番集客力のあるお城でして、年間140万人ほどの集客力がある施設です。小倉城は今30万人、ちょっと切っているぐらい、過去最高を記録していますけど、今それぐらいなので、800円を超えることはないだろうという中で、調べましたところ、400円から600円のところが一番全国のお城のボリュームゾーンでありました。今回、その中間値を取って500円とさせていただいております。門司港レトロ展望室は600円でございますけど、海峡をまたいで下関市に海峡ゆめタワーってございますけど、こちらは従前より600円としております。今、レトロの展望室は300円と、2分の1の額になっていますので、これはちょっと同じ海峡を売りにしているものとしては、そこを基準として今回合わせたという理由になります。以上です。

○委員長（高橋都君） 総務課長。

○総務課長 補正で給与額を上げているものと、関係ないもの、見えていないものについてどうなのかというところでございますけども、今回、補正額を上げさせていただいているものに

つきましては会計年度任用職員の報酬額の改正に伴うものでございます。これは、職員の給料表が変わる関係で会計年度任用職員も変わりますので、それに応じて上がるものについて、特に既決予算で足りない部分について今回上げさせていただいているところがございます。上がっていないものでも、既決の部分で対応できるものについては今回上がっておりません。あと、ひまわり教室の部分等については今回改正を予定しておりません。会計年度任用職員でないものについては改正しないものもでございます。以上でございます。

○委員長（高橋都君） 施設課長。

○施設課長 思永中学校のプール、指定管理者の選定について答弁させていただきます。

限られた検討会の構成メンバーの意見だけで決めてしまっているのかという趣旨のお尋ねだと思いますけども、確かに、今回3社応札していただきまして、エンタメ性を強く打ち出した事業者がおりました。私もそのプレゼンテーションを聞いておりまして、なかなか面白い提案だなと実際感じたんですけども、基本的に指定管理者の審査は、検討会のメンバーの評価を踏まえて市が最終的に決定するというようになっております。ですので、当然、審査委員の議論をよく聞かせていただきまして、今回ポイントだったのは、今回出しているプールが学校施設としてのプールというところが大きかったかと思っております。学校施設ということを中心に運営しながら、空いた時間に関しまして市民に開放するというのを考えたときに、エンタメ性というよりは、どちらかというところと安全性とか経営の安定性、こういったところが評価されたと思っております。市としてもその部分に関しては共感をして今回の業者を選定させていただいております。以上でございます。

○委員長（高橋都君） 次世代教育推進課長。

○次世代教育推進課長 先ほど総務課長からありました、ひまわり教室の方が改定の対象になるのかということに対しての補足でございます。現在、ひまわり教室の指導員の方に関しては有償ボランティアという形で御協力をいただいているということでございますので、今回の改定の対象には当てはまらないということでございます。以上です。

○委員長（高橋都君） 吉田委員。

○委員（吉田幸正君） ありがとうございます。まず、小倉城ですよね。上振れ部分については収入増につながるということなので、やっぱり物すごく暑いときも寒いときも努力をして、お客様がたくさん来てくれて満足度が上がって、結果、収入が変わらないとなると、何か僕は違うんじゃないかなと思いますので、還元していく方法については皆さんもよく考えていただけたらと思います。例えば、施設をきれいにしたり新しい設備を入れればまた来場者が増える、上振れにつながるサポートということなんだろうと思いますので、そこについては努力が報われるということが基本中の基本だと思っておりますので、いい改定になるようにと、これは要望で結構です。

それと、教職員の給料の話ですけども、ひまわり教室なり、ほかにも結構、有償ボランティ

アとか、今回の改定に関係がなくなっている人たちが出てくるんだろうと思います。新聞、ニュース等々見たときに、学校の先生とか市の職員たちはどんどん給料上がっていくのに、私たちの努力は報われないのかという苦情が出るんじゃないかなという気がしないではありませんので、そこにどう向き合うかということは、この場で幾らにしてくれということではないですが、自分たちのことばかりと誤解をされないように、よく向き合ってほしいと思います。どうということになるかというのは、これが出て、町の反応というか、ひまわり教室の教諭さんも、僕知り合いも多いので、どう考えられとるかというのは入ってくるんじゃないかなという気がします。お金には限りがありますが、不公平感につながることはないよということだけはしっかり要望させていただきます。これも要望でいいです。

それと、プールなんですけども、例えばエンタメ性というか、こういうことやりたいと思いますと言うと、こういう規則でできませんと。そうすると、市長が若者が活躍してくれると言っているじゃないですかみたいなことになること多いんじゃないかなという気がするんですよ。ですから、指定管理というのは教育委員会に限らずたくさん、都市ブランド創造局の中にも出てくると思うんですけど、一応大きな方向性みたいなのは示すべきじゃないかなと思います。例えば小倉城に戻って聞きますが、学校ではなくて。指定管理をもしやるとしたら、市としては外国人の方を呼びたいんですよとか、とにかく面白いこと、規制をどんどん緩和しますから提案してくださいという、大きな方向性の指針みたいなのは出されてこられましたか。

○委員長（高橋都君） 観光課長。

○観光課長 それは指定管理者がという意味ですか。

○委員長（高橋都君） 吉田委員。

○委員（吉田幸正君） いやいや、市から。大きな方向性を指定管理者の人たちに出してきたか。

○委員長（高橋都君） 観光課長。

○観光課長 指定管理者の制度自体に関しましては、最初に、今の指定管理者が令和4年度、令和8年度までの5年間で指定を受けていますので、そのときに市から、公募をかけるときに、小倉城はこういう施設であるべきだというのを一回出しております。その中でも、にぎわいづくりだったりとかそういったことは入れています。ただ、昨今、観光要素でエンターテインメントとかいろんな要素が求められる時代になってきていますので、それは指定管理者と定期的に会議をする中で、そういったものを今後一緒にやっていきませんか等々の会議をして、指定管理者にお伝えをしているというような形になります。

○委員長（高橋都君） 吉田委員。

○委員（吉田幸正君） これ私、思うんですけど、プールに限らず、市としてどう考えるか、あるいは教育委員会としてどう考えるかということ指定管理の募集要項を出すときにどこかで示すべきだと思うんですよ。示し方として、例えば小倉城でいえば、我が町の城は伝統と格式にのっかって極めて保守的に管理していくという方向性なのか、あるいは規制にとらわれず、

今まで見たことないお城をやってほしいという思いで公募をしますと言うと、提案の内容って相当変わってくると思うんですよね。今回のプールがどうだったかと言うと、特に最初に指針があったわけではないと思いますが、学校施設なので、事故なく超安全にという結果だったと思うんですよね。だから、これについて反対しているわけじゃないんですけども、今、町の全体の大きな方向性として楽しいとかエンターテインメントの要素というのは僕は大事だと思いますので、そういう意見も評価があったということ踏まえて、エンタメ性の提案があれば広く受けてほしいと、要望するしかありませんけども、これ全体の話で、市の方向性と合うようにいい指定管理をしてほしいという思いで、結構です。終わります。

○委員長（高橋都君） ほかに質疑ありませんか。山田委員。

○委員（山田大輔君） お世話になります。山田でございます。私からは大きく2点お伺いします。

まずは指定管理の関係なんですけど、1点目が、今回、値上げの関係で指定管理料まで当たってくるのかどうなのかって、来年度の話にはなると思うんですけど、さっき上振れがあれば返してもらおうとということでありましたが、そもそもの指定管理料の予算に、基本5年間一緒ですよね。それに対して充てていくのか、充てないのかというのが1点目。

2点目が、値段を上げることによっての、今回、市内と市外の居住者の差があるんですけど、その選別の方法ってどうするのか。券売機で勝手に押してもらって、チェックはする、しないとかというのがあったら教えてください。

この値上げに関してなんですけど、大変御好評だと聞いている北九州周遊パス、VISAタッチの分なんですけれども、今、2,000円、2日で3,000円かな、していて、私も先日、皿倉山に登って、スロープカーとケーブルカーに乗らせてもらったんですけど、これは私は利用しなかったんですけど、現地の券売の方に聞くと、結構北九州周遊パス多いですよ。その数も6割ぐらいいんバウンドの方がいらっしゃって大変御好評ですよということで、確かにこの値段であればかなりいいというのはすごく思っています、私も来年度継続してほしいなと思っていますが、すいません、まだ先のことなんと言えないという回答になるかと思うんですけども、入場料が上がることによって、北九州周遊パスの値段が上がる、上がらないの検討材料になるのかどうなのかを教えてください。

最後に、先ほどのプールの話で、すいません、何度もあれなんですけども、小倉北区に子供たちが入れるプールが実はここしかないんですよね。夏休みとかになったときにわちゃわちゃ騒げるのかなというのはすごく心配してまして、私、門司区で育ちましたけど、門司区は3か所ですかね、大里と和布刈と新門司がありまして、正直どこでもわちゃわちゃ騒げて、そりゃ飛び込んだら監視員のお兄さんたちに怒られていましたけれども、みんなで夏休み、さっき吉田委員が言ったみたいにエンタメ性まではもしかしたらないかもしれないけど、子供たちにとっては遊ぶいい場所なんですよね。それに関して教育委員会としてどのように思われているか、

見解があれば教えてください。以上3点です。

○委員長（高橋都君） 観光課長。

○観光課長 小倉城に関しまして3点お答えいたします。

まず、指定管理料の推移といいますか、値上げに伴う考え方ですけれども、もともと指定管理料、今回の指定管理者は令和4年度から令和8年度までの5か年で選定されていますけど、初年度というのが一番指定管理料が高い形になります。それで、5年間で順次減っていくという我々提案を受けまして、それで今回選定をさせていただいております。毎年減っていく理由としては、指定管理者側で魅力向上、集客力を上げると。そこが利用料金として入りますので、指定管理料は減額していただいて結構ですという提案になっています。その意味でいいますと、当初、小倉城と小倉城庭園でいうと令和4年度は8,900万円ほどの指定管理料を払っていたんですけども、今年度でいうと、令和7年度だと5,000万円、令和8年度だと4,000万円というのが今、もともと料金値上げをする前の想定になっています。今回、料金を値上げすることで、指定管理者に先ほど申し上げました増額分の収入が入ることで、これは指定管理者と今後の協議になりますけど、そこは指定管理料は我々は下げさせていただくと。4,000万円払うことはないという考え方です。ただし、その分、市の支出を減らす代わりに、魅力向上に使う別の予算というのを我々で来年度やっていきますので、そこが指定管理者にとってもまたプラスになってくるというような形かなと思います。

あと、値上げに伴う市内と市外の方の見分け方なんですけども、これは入り口のところでマイナンバーカードであるとか免許証であるとか、そういったものを提示いただいて、そこで市内か市外か、そういうのを選別するというのを想定しております。

最後に、VISAタッチですけども、これ非常に御好評いただいております。今回、こういった施設の利用料が上がることで、その辺に関しましてはやはり検討はしていく必要があるかなとは考えております。以上です。

○委員長（高橋都君） 施設課長。

○施設課長 子供たちがプールを楽しく利用できるよという趣旨の質問だと思うんですけども、スポーツ施設として使われているプールに関しましては児童用のプールがあったりして、そこで皆さん楽しく遊んでいるという姿をよくお見かけはするんですけども、今回、思永中学校のプールに関しましては、基本は学校施設ということを前提として、使っていない時間は市民の方が利用すると。特に、夏休みは学校は授業があっておりませんので、多くの子供たちが利用するんだろうなと思うんですけども、一方でいろんな方が利用されております。ですので、もちろん楽しく使ってほしいという前提ではあるんですけども、一定のルールは必要かなと思っておりまして、どういうふうにするのが皆さんにとって最も満足がいく形になるのかというのは指定管理者とも相談しながら検討していきたいと考えております。以上です。

○委員長（高橋都君） 山田委員。

○委員（山田大輔君） ありがとうございます。まず、観光課長、ありがとうございます。小倉城も含め、分かりました。現場を考えたときに、市内、市外のチケットの差があるのをチェックするのが結構難しいのではないのかなと、すごく思いました。先ほど、マイナンバーカードや免許証を確認してという言葉をいただきました。実際のところ、小倉城も今大変人気ではありますし、九州鉄道記念館もそれなりにはいるんですけども、チケットをもぎる人たちの人員が増えてしまうのではないかなと想像ができます。それによって人件費が上がってしまうのではないのかなというのをすごく懸念してしまっていて、もちろん週末には列ができたとか、繁忙期ですね、夏休み、春休み、冬休みとか年末年始になると、そのあたりがちょっと心配だなと思うんですが、その辺の指定管理者との話の中では何か課題は上がってきませんでしたか。

○委員長（高橋都君） 観光課長。

○観光課長 今、御指摘のありました小倉城等でのチケット対応の、そこでの人件費の問題ですけども、実際にお城の入り口のところで、例えば外国人であればどこから来たかとか、結構丁寧な対応をすごくしてしまっていて、それが結果として来訪者の分析に非常に役立っているという面があります。ただ、今30万人だからそういうのが人力でやれているんですけど、これから40万人、50万人を目指すに当たってはなかなか厳しいなというのは、我々もそうですし、指定管理者も同じく考えているところです。今回の値上げに伴いまして魅力向上の投資に使うという話でありますけども、そういった中で今後入り口のところを自動化しようかとか、そういう話は今検討しているところではあります。ただ、それがいつからスタートできるのか、実際に設備を入れるとなると期間も必要になりますので、その辺は今まだ検討段階でございます。

○委員長（高橋都君） 山田委員。

○委員（山田大輔君） ありがとうございます。自動化もということではあったんですけども、実は九州鉄道記念館のことを懸念してしまっていて、先ほど、建物はJR九州持ちで運営は市ですよということでした。それは致し方ないのかなと思うんですけども、ごめんなさい、私もいろいろ回るので聞いている中で、草刈りとか設備の維持とか、物価の高騰によって発注したいけど発注できなくて結構我慢している部分があるというのは聞いてしまっていて、その辺のヒアリングは、門司港レトロ課と多分されていると思うんですけど、どんな感じでされていますか。それこそ値段が上がることによって指定管理料、今の観光課長の話ですと、いじるという話になるのかなと思うんですけども、どのようなヒアリングされていますか。

○委員長（高橋都君） 門司港レトロ課長。

○門司港レトロ課長 門司港レトロの九州鉄道記念館につきましても、今、継続して指定管理者様と協議を行っております。昨今、物価高騰等、人件費も上がっていますので、そういったところのお話もいただいているところではございます。またあわせて、施設の年数がたっているということで、各所老朽化が進んでいるといったことで、そういったところの魅力向上といったお話も協議の中でいただいているところではございます。今回、九州鉄道記念館については

指定管理期間を2年継続した中での料金改定を見据えたことになるんですけども、こちら令和5年からの指定管理で、こちらにつきましては当初提案のところに入館料の見込みとか、一方で支出の見込みと、そういったところを相殺しました指定管理料というのが示されているところがございますが、先ほどお話がありましたような指定管理者からのお話を受けて、今後、具体的な指定管理料というのは、いろんな要素を含めたところでまた協議を進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○委員長（高橋都君） 山田委員。

○委員（山田大輔君） ありがとうございます。九州鉄道記念館、今調べたら5,556万9,000円というのが毎年、3年間の推移でございます、先ほどの小倉城とは逆に統一でずっと来ているところなので、実際のところ、前回の定例の委員会でも申し上げましたけど、2階の部分はボランティアの方が写真の展示していただいたりとか、自分で印刷していただいたりというのが結構あると聞いています。私も知人が何人かいますので聞いているんですけど、そのあたりしっかり丁寧にやっていただきたいなと思いますので、ぜひお願いします。僕も現場に行ってもう一度いろいろ話を聞いてみたいなと思いますので、連携をお願いします。

最後に、プールの関係なんですけど、教育施設としてというお話があったんですが、小学生にとってみれば、教育施設なのか遊戯施設なのかというのはなかなか判断がつかないところだと思います。先ほど、運営の仕方を指定管理者と協議してというお話があったんですけど、それであれば時間を切るとか、この時間は子供たちが一生懸命遊んでいい時間だよとか、このレーンは遊んでいいよとか、このレーンは練習のところだよみたいな提案をできたらいつか欲しいなと思っておりますので、もう来年度の話です。これに関しては、指定管理者に関してはどうこう言うつもりは全然ないですけど、小倉北区の子供たちが遊べる場所をちゃんと確保したいなという思いはありますので、ぜひともそこは御検討をお願いします。以上で終わります。

○委員長（高橋都君） ほかに質疑ありませんか。ではここで副委員長と代わります。

（委員長と副委員長が交代）

○副委員長（小宮けい子君） 高橋委員。

○委員（高橋都君） 私からは、観光施設の料金改定のことなんですけれども、今回、近隣の施設とか他都市との比較をしながら料金を上げたということなんです。それで、これは子供の料金も上がっているわけですね。今日の資料には入っていませんが、議案の中を調べましたら、九州鉄道記念館で中学校がこれまで150円だったのが250円と、100円上がっています。門司港レトロも同じように150円が、ここは倍の300円に上がっております。そして、小倉城も中学校が200円が300円、小学校が100円が150円と小学校まで上がっているんですけど、子供料金も同じように上げた根拠と金額の根拠を教えてくださいということです。

それともう一つ、議案の158号の中の義務教育諸学校の教育職員の給与に関する特別措置に関する条例の改定ということで、その中の、支給割合を4%から10%に上げていくということな

んですけれども、小・中学校以外に特別支援学校、特別支援学級などがあると思うんですけども、給特法ではこれ同じように1%ずつ上げるのではなくって0.5ということで、経過措置として0.75となると聞いているんですけど、同じようにこれは変えるのかどうか教えてください。以上です。

○副委員長（小宮けい子君） 観光課長。

○観光課長 子供料金の値上げに関しての御質問がありました。子供料金につきましては、およそ大人料金の約半額程度を想定しております。子供料金というのは、そもそも従前より徴収をさせていただいております、今回、大人の市外の料金、市内の料金を上げるに従いまして、大体同じ幅で今回上げさせていただいているというような形になります。以上です。

○副委員長（小宮けい子君） 制度サービス担当課長。

○制度サービス担当課長 先ほど委員がおっしゃられました、教職調整額の4%から10%に上がる部分と0.75、0.5というお話がございました。これ別々の制度でございまして、今、条例で上げさせていただいているのは教職調整額で、こちらは国の法律が改正されましたので、来年1月から1%ずつ上がりまして令和13年1月に10%になるというところで、今回、それを条例で規定をしないとイケませんので条例の提案をさせていただいております。委員が0.75、0.5とおっしゃった特別支援学級、特別支援学校の手当は、これとは別の給料の調整額というものでございまして、給料の調整額は既に条例で調整をすることができるという規定を設けておりまして、具体的な率に関しては規則で定めることとなります。今おっしゃられましたように、令和9年1月から国はそのように改正をするということでお話を承っておりますので、今後、規則を改正させていただいて、国の考え方に沿った形で処遇改善をさせていただくことにしております。特別支援学校の部分はそういう形で、先ほどのお話のように下がりにはしますが、給料の調整額と別に教職調整額は上がってまいりますので、文部科学省も全体として処遇が改善される、手取りが増えるという形でお示しをいただいておりますし、我々もそのような試算ということでさせていただいておりますので、処遇改善に向けて適切に対応してまいりたいと考えております。以上でございます。

○副委員長（小宮けい子君） 高橋委員。

○委員（高橋都君） ありがとうございます。子供料金なんですけど、同じように値上げをしたということなんですけれども、特にレトロの展望台は子供料金が倍になっているわけですよね。ですから、上げ幅というのが大きいなというのと、あと、この間名古屋市の科学館に行きましたけど、子供は無料だったんですね。子供たちにとってこういった施設、初めて行くお子さんもいらっしゃるし、家族で行くところもあるだろうし、学校で集団で行く場合もあるかと思うんですけど、また行きたいなと思ったときに、金額の設定によっては、ちょっと親に負担がかかるかなとか、そういうふうな状況にもなるかなと思います。せめて子供たちだけは値上げはせずについてほしいなと。そして、いずれは無料にもしてほしいなというのが私の希望なんで

すけど、その点についてどうお考えですか。

○副委員長（小宮けい子君） 観光課長。

○観光課長 いろんな御意見がございます。今、本市では修学旅行の誘致というものに非常に力を入れておりまして、来訪した児童生徒の入場料金は施設運営の大切な収入源になっております。その辺はぜひ御理解いただきたいと思っております。また、誘致に当たっては学校や旅行会社への説明とか広報とかにも費用もかかっておりますので、そういう意味で子供料金というのは無料にはしておりません。

ただ、市外のお子さんを修学旅行で誘致するときの考え方を今申し上げたんですけれども、市内の子供につきましては、例えば学校教育活動として施設を訪れる場合、これ通年ですけれども、市内の小・中学校が団体で来館される場合に関しては全額減免をしております。これは料金改定後も同じです。料金を改定した後も、学校教育として団体で来られるお子さんというものに関しましては引き続き全額減免という形になります。また、期間は限定されますけれども、夏休みに市内の小学校に在籍する児童に、市内の文化施設、観光施設を無料利用できることも文化パスポート事業というのがございます。これについても引き続き、今回値上げする4施設につきまして無料で夏休み期間利用できるということで、市内のお子さんたちの教育機会の確保というものには配慮させていただいているというようなことでございます。以上です。

○副委員長（小宮けい子君） 高橋委員。

○委員（高橋都君） ありがとうございます。市内の学校で教育の一環としてそこを来訪するときは全額の無料でもよかったんですかね。無料になるということでもよかったですかね。

○副委員長（小宮けい子君） 観光課長。

○観光課長 市内の小・中学校が学校教育課程として来館する場合、あと追加しますと、市内の幼稚園、保育園が行事として来館する場合、これは全額無料となっております。

○副委員長（小宮けい子君） 高橋委員。

○委員（高橋都君） ありがとうございます。そういうふうにして教育課程の中で来訪するときに初めてそこで経験をして、そのときは無料で行けて、今度、家族と行きたいなと思ったときに料金がかかるということを考えると、これは無料に向けても検討の余地があるかなというのを思いますので、ぜひお願いします。

それとあと、こども文化パスポート、子供たちに大いに利用してもらいたいなと思っておりますけど、夏休みとかそういう長期だけに限らず、ゴールデンウィークとか土日とかでも使えるような、そういったのも今後考えることも必要かなと思うんですけど、その点についてどうお思いでしょうか。

○副委員長（小宮けい子君） 企画調整課長。

○企画調整課長 こども文化パスポートの所管課長として申し上げます。

こども文化パスポートは20年前から市制の40周年事業としてスタートいたしまして、年々、

施設の数を増やしたりですとか、あるいは参加される自治体を北九州市の連携都市圏も増やしたりとか、そうしながら工夫して実施してきているところでございます。期間を夏休み以外に拡大してはどうかという御提案でございますけれども、今、夏休み限定でやっております。期間を広げるとですね、そこは、施設側に御負担をいただきながら運営しているところもございまして、施設側の御理解等も必要になってくる部分もあります。どのようなことができるかというのは、今後また事業の内容等を様々工夫して考えてまいりたいと思います。以上でございます。

○副委員長（小宮けい子君） 高橋委員。

○委員（高橋都君） ありがとうございます。ぜひ、これも考えていただきたいなと思います。今、子供の施設の利用率とかというのは分かりますか。

○副委員長（小宮けい子君） 企画調整課長。

○企画調整課長 利用率と申しますと、対象となる子供が3歳から中学生までということで対象になっておまして、北九州都市圏の自治体と、あと下関市と長門市、ここが対象となっております。対象となっている子供たちの数がたしか15万人ぐらいいたと思いますけれども、利用率としては半分ぐらいです、延べですけども。1人のお子さんが何回も通われている可能性も当然ございますので、ということでございます。以上でございます。

○副委員長（小宮けい子君） 高橋委員。

○委員（高橋都君） ありがとうございます。それだけ多くの子供たちに利用されているということですので、ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

あと、先ほどの給与のことは分かりました。私の勘違いということもありますけれども、どちらにしても特別支援学校に勤務されている方、特別支援学級の教員の方たちというのは負担が大きいということもありますので、ぜひ寄り添った対応の仕方というものを今後も続けていただきたいということを要望して、終わりたいと思います。

○副委員長（小宮けい子君） 委員長と交代いたします。

（副委員長と委員長が交代）

○委員長（高橋都君） ほかに質疑ありませんか。小宮委員。

○委員（小宮けい子君） すいません、先ほど吉田委員から出ておりましたひまわり教室などの有償ボランティアのことについて、ひまわり教室は成果というものが数字でばんと現れてくる。だけど、学校の中には数字で現れてこないたくさん有償ボランティアを使っているという状況があると思います。それで、今回、人事委員会の勧告というのは北九州市内の民間給与の調査をしての結果であるということ踏まえたら、学校の中で子供たちの教育や生活をしっかりと見てくださっているひまわり教室などの有償ボランティアというところの賃金も次年度は考えていく必要があると思うんですけど、御見解を聞かせてください。

○委員長（高橋都君） 次世代教育推進課長。

○次世代教育推進課長 お尋ねのありました有償ボランティアの賃金等についての見解ということで回答させていただきたいと思えます。

学校におきましては、スクールヘルパーという制度もございまして、様々な業態で時間の許す限り地域の方に御理解いただいて御支援をいただいているというところがございます。御指摘のありましたとおり、賃金改定等の関係もありますので、今後どのようなことができるのかということは調査していきたいと思えますけれども、現在、様々な地域等の課題とか立地の関係もありまして、御支援いただける方を確保するという含めて今後いろいろ考えていきたいなと思っております。以上です。

○委員長（高橋都君） 制度服務担当課長。

○制度服務担当課長 先ほどから人事院勧告の関係で補足をさせていただきたいと思えますけれども、先ほど3.03%の改定ということで申し上げましたが、こちらはそもそも市内の民間企業と私どもの職員を比較して対応しておりますので、あくまで比較対象のものを今回人事委員会勧告の趣旨を尊重して引き上げるというところがございますので、先ほどおっしゃっていただいた報償費とか、そういうところの部分まで実際に比較しているわけではございませんので、一概に人事委員会勧告がそのようになったからということでそちらの報償費、これはお礼でございますので、そちらの部分も含めて引き上げるかどうかというところに関してはちょっと違う、別次元の問題なのかなと認識をしております。以上でございます。

○委員長（高橋都君） 小宮委員。

○委員（小宮けい子君） 私が言いたいのは、人事委員会勧告が幾らということではなくて、そこで3.何%と上がってくるというのは、北九州市内の50人以上でしたかな、そこでの給与が上がっている、公務員と比べたときのその差額というところで人事委員会から出ているということであるならば、北九州市の中でボランティアと言いつながら、そこで報償というか、を頂くというところも上げて考えることが、学校の中で特にひまわり教室というのは成果を上げてきているから、そこに対しても人を集める一つになると思えますし、今言われたスクールヘルパー、自治会の中で、もう年取ってるのに言われてくるから行かなきゃいけないという形で行かれている方もいるし、子供のためについて来てくださっている方もいる。そういうところに対する思い、子供の教育に関わってくださっている思いということをお金で表すのはなんでしょうけど、やはりそここのところも考えていただきたいという思いからです。以上です。

○委員長（高橋都君） 総務部長。

○総務部長 今回の条例改正につきましては、先ほどから御説明させていただいておりますけれども、国の人事院勧告に基づきまして本市の人事委員会勧告で、いわゆる給料表等で、条例等で定めている職員の処遇を改善するという含めて提案をさせていただいております。ただ一方で、今委員から御指摘のありましたとおり、そこに載っていないんですけど、学校教育を様々な点から支えていただいている方、ひまわり教室の方もそうですし、スクールサポーターの方

も、多くの方に支えられて学校教育というのは成り立っております。そういった方たちの処遇改善につきましては、先ほど申し上げましたけれども、少しでも学校教育に気持ちよく御協力いただいて御活躍いただくということは私どもも大切なことだと思っておりますので、どういったことができるかということは、委員からいただいた御意見を踏まえまして今後引き続き考えさせていただければと考えております。以上でございます。

○委員長（高橋都君）小宮委員。

○委員（小宮けい子君）ぜひ、よろしくお願いいたします。以上です。

○委員長（高橋都君）ほかに質疑ありませんか。

ほかになければ、以上で議案の審査を終わります。

明日も午前10時に開会します。本日はこれで閉会といたします。

都市ブランド教育委員会	委員長	高橋	都	㊟
	副委員長	小宮	けい子	㊟